

処 分 基 準

平成15年8月8日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処 分 の 概 要 :	自動車の使用制限命令
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の7(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 :	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 017-723-4211 各警察署の交通課
備 考 :	